

元気な中山間地域づくり

活性化事例集

中山間地域等直接支払制度を活用した取組事例



令和5年3月

富山県農村振興課

目 次

中山間地域等直接支払制度第5期対策の概要 2

《制度を活用した取組事例》

棚田地域振興活動加算に取り組む事例

- ① ファーム寿五位で進める特産品の開発、強化の取組み
- ② ハトムギオーナー制度による地域振興
- ③ 集落一体で取り組む中山間農地の維持
- ④ 棚田地域での農地保全活動の取組み
- ⑤ 体験農園による担い手確保

高岡市五位	6
氷見市細越	8
滑川市東福寺野	10
黒部市浦山12区	12
立山町谷	14

集落機能強化に取り組む事例

- ⑥ 集落機能強化への取組み
- ⑦ 集落自治機能強化及び農用地管理の集積に向けた取組み

富山市桐谷	16
南砺市大鋸屋	18

生産性の向上に取り組む事例

- ⑧ 農用地管理の省力化に向けた取組み
- ⑨ 農業の省力化と鳥獣害対策

射水市神田地区環境保全会	20
小矢部市臼谷	22

超急傾斜農用地保全に取り組む事例

- ⑩ 超急傾斜農用地における集落ぐるみの環境保全活動

砺波市孫子	24
-------	----

都市農村交流に取り組む事例

- ⑪ 交流による中山間地域の活性化を目指して

富山市日尾	26
-------	----

鳥獣害対策に取り組む事例

- ⑫ 集落全体で取り組む鳥獣害対策
- ⑬ 担い手を中心とした鳥獣被害防止活動
- ⑭ 集落で取り組む鳥獣被害防止対策

魚津市舛方	28
上市町館	30
朝日町小更	32

[参考資料] 富山県中山間地域等直接支払制度の実施状況 34

さらなる集落の活性化に向けて 36

中山間地域等直接支払制度 第5期対策の概要

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

対象地域と対象農用地

【対象地域】

地域振興立法等指定地域
〔特定農山村法、山村振興法、過疎法、
半島振興法、棚田地域振興法等〕

知事が定める特認地域

【対象農用地】

①急傾斜地 ②緩傾斜地
③小区画・不整形な田
④高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農地 等

○急傾斜地のみ

注) 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域）内にある一団の農用地を対象

第5期対策から 従来の地域振興8法に棚田地域振興法を追加

- これまでの地域振興8法に加えて、令和元年8月に施行された棚田地域振興法の「指定棚田地域」が対象地域に追加されました。
- ただし、同法の趣旨を踏まえ、8法地域外の指定棚田地域における対象農用地は、「指定棚田地域の指定申請書」において「保全を図る棚田等」に位置付けられた農用地のうち、急傾斜農用地及び同農用地と物理的に連携した緩傾斜農用地（急傾斜農用地と同一の集落指定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る。）となります。

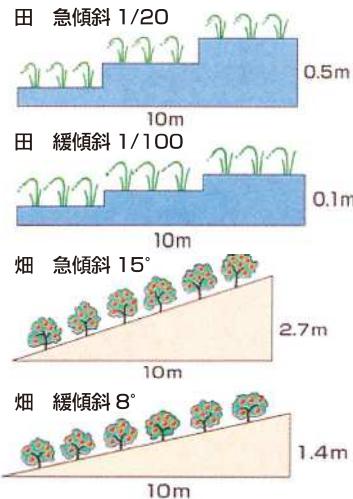
対象者

協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

〔農業生産法人
生産組織等も対象〕

主な交付単価

地目	区分	交付単価（円/10a）	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜（1/20以上）	16,800	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	6,400	8,000
畑	急傾斜（15度以上）	9,200	11,500
	緩傾斜（8度以上）	2,800	3,500



○集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付します。

○交付金の配分・活用方法は集落内の話し合いで決めてください。

注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

実施期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

第5期対策 4つのポイント

- ① 集落の話し合いにより、指定農用地と集落の将来像を明確にし、第5期対策期間を超えて農業生産活動が継続されることを促すため、体制整備単価（10割単価）の要件を「集落戦略の作成」に一本化。
- ② 指定参加者の減少や高齢化、担い手不足といった中山間地域等が抱える課題に対応し、農業生産活動の継続に向けたより前向きな取組への支援を強化するため、「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設するとともに、「集落協定広域化加算」を拡充。
- ③ 令和元年8月に施行された棚田地域振興法に対応するため、対象地域に「指定棚田地域」を追加し、認定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援するため、「棚田地域振興活動加算」を新設。
- ④ 農業者等が第5期対策に安心して取り組んでいただけるよう、農業生産活動等の継続ができなくなった場合（病気・高齢や自然災害などのやむを得ない場合は返還不要）の遡及返還の対象農用地を協定農用地全体から当該農用地に見直し。



集落協定の活動要件

①基礎単価-(単価の8割を交付)

荒廃農地の発生防止など基礎的な活動

・農業生産活動など

●耕作放棄の防止など

耕作や適切な農用地の維持管理を5年間継続します

●水路・農道などの管理

草刈りや江ざらいなど水路・農道の維持管理を5年間継続します

・多面的機能増進活動

(いずれか1つ)

●国土保全機能の増進

・周辺林地の下草刈り等

●保健休養機能の増進

・景観作物の作付け、体験農園の運営 等

●自然生態系の保全

・魚類、昆虫類の保護 等



②体制整備単価-(①+②の活動により単価の10割を交付)

・集落戦略の作成

集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題及び対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成していただく、集落全体の指針です。

集落戦略の内容

1. 協定農用地の将来像
2. 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
3. 集落の現状を踏まえた対策の方向性
4. 具体的な対策に向けた検討
5. 今後の対策の具体的な内容及びスケジュール
6. 農業生産活動等の維持のための支援体制

第5期対策から ➤➤➤ 集落戦略の作成に一本化

○中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、指定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要です。そのため、第5期対策から、**体制整備単価（10割単価）**を受給する要件を、「A、B、C要件から一つ選択」から「**集落戦略の制作**」に一本化しています。

○集落戦略については、中間年（令和4年度）までを目途に作成し、必要に応じて市町村が指導しつつ、**協定期間に作成を完了する必要があります**。

第4期対策の集落戦略からの変更点 ➤➤➤

- ① 期間について、第5期対策の協定期間のその先という趣旨により、「10～15年後」から「**10～10年後**」に変更。
- ② 集落における農業生産活動等を継続するまでのボトルネック（課題）を絞り込み、対応策の方向性を明確化するため、**様式を見直し**。
- ③ **第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のためのサポート体制を明記**（なお、これまでのC要件と異なり、結果として農業生産活動等の継続が困難となった農用地が発生した場合でも、**協定農用地全体の譲り返還とはなりません**）。

※基礎活動のみの取組の場合、交付単価は、基礎単価となります。

より積極的な取組みに向けた加算措置

3ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

① 棚田地域振興活動加算（新設）

第5期対策から

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画及び単価の対象棚田等（田1/20以上、畠15度以上）* 10,000円/10a（田・畠）

棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畠20度以上）* R4から
※超急傾斜・集落機能強化・生産性向上の各加算との重複は不可 14,000円/10a（田・畠）

上限額：なし

取組期間：1～5年

目標設定：ア「棚田等の保全に関する目標」
イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」
ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動、集落機能強化及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

[対象活動の例]



棚田オーナー制度による
棚田地域振興活動



石積み保全活動

② 超急傾斜農地保全管理加算（継続）

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

対象協定：集落協定、個別協定

対象農地：田であれば1/10以上、畠であれば20度以上の農地

単価：6,000円/10a（田・畠）

上限額：なし

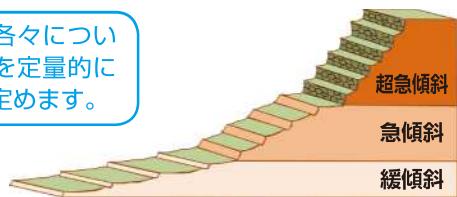
取組期間：1～5年

目標設定：ア「超急傾斜農地の保全」

イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」



ア、イの各々について、目標を定量的に
一つ以上定めます。



③ 集落協定広域化加算（拡充）

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単価：3,000円/10a（地目にかかわらず）

上限額：200万円/年度

取組期間：1～5年

目標設定：ア 取組期間が単年である場合

主導的な役割を担う人材を確保した上で、集落協定の広域化による体制強化そのものを目標に設定します。

イ 取組期間が複数年である場合

主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化後の協定で達成する目標を定量的に一つ以上定めます。

A集落がB・C集落と広域の集落協定を締結して活動を実施



④ 集落機能強化加算（新設） 第5期対策から ➤

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：3,000 円 /10a（地目にかかわらず）

上 限 額：200 万円 / 年度

取組期間：1～5年

目標設定：目標を定量的に一つ以上定める。

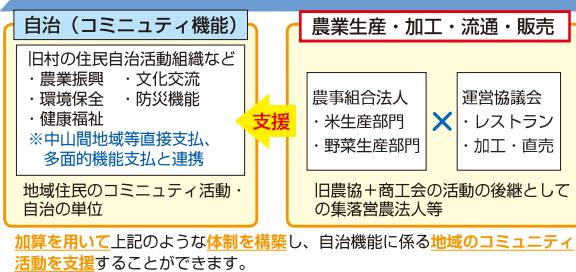
[対象活動の例]

- インターンシップ、
営農ボランティア、農福連携
- コミュニティサロンの開設
- 地域自治機能強化活動
(高齢者の見回り、送迎、買物支援等)
- 鳥獣対策に必要な外部人材確保など

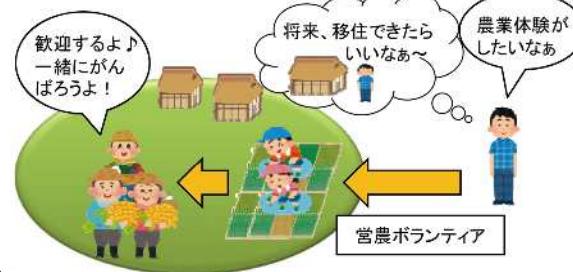


地域運営組織と連携した高齢者世帯の雪下ろし作業

地域自治機能強化活動のイメージ



営農ボランティアのイメージ



⑤ 生産性向上加算（新設） 第5期対策から ➤

生産性向上を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：3,000 円 /10a（地目にかかわらず）

上 限 額：200 万円 / 年度

取組期間：1～5年

目標設定：目標を定量的に一つ以上定める。

[対象活動の例]

- 農産物のブランド化、加工、販売
- 担い手への農地集積、集約、農作業の委託
- 機械、農作業の共同化
- スマート捕獲を活用した鳥獣被害防止対策
- 農作業の省力化 など



ドローンによる防除作業



自走式草刈機の導入

第5期対策から ➤ 加算措置の留意点について

Point 1

- 複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取組・目標とする必要があり、同一の取組・目標に対して複数の加算措置を受けることはできません。

Point 2

- （超急傾斜加算以外の）加算措置を活用する場合、協定参加者の話し合いにより、その取組によって達成する目標を定量的に定めます。
○そのうち、棚田地域振興活動加算における目標については、都道府県の第三者委員会の機能を活用し、その妥当性の確認等を図ります。（その他の加算措置についても、国、都道府県、市町村は加算の取組の適切な実施について、指導を図ります。）

Point 3

- 複数の加算を実施する場合、活動の効率化が図られることから、上乗せする加算の単価は定められた単価から1,000円 /10a を減額することとなります。

Point 4

- 加算を受けるには、基本体制整備単価である必要がありますが、超急傾斜農地保全管理加算に限り、第4期対策と同様に、基礎単価の場合であっても活用が可能です。

棚田地域振興活動加算に取り組む事例

①ファーム寿五位で進める特産品の開発、強化の取組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	高岡市 五位 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻+野菜(さつま芋)複合
協定面積 13.9ha (すべての面積で多面的機能支払を実施)			
田 (13.9ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻+野菜(さつま芋)	—	—	—
交付金額 272万円	個人配分 共同取組活動 100%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等	0% 59% 38% 3%
協定参加者	農業者 19人、非農業者 13人、農事組合法人ファーム寿五位	開始：平成 13 年度	
人・農地プランの作成状況	五位山地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた(農)ファーム寿五位を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

五位集落は高岡市の北西部に位置し、氷見市の農地のかんがい用水を確保する五位ダム直下に位置する中山間地集落である。本集落では第1期対策の平成13年度に集落協定を結び、中山間地域等直接支払制度を活用し、五位集落住民が共同取組活動を通してコミュニケーションを行い、住みやすい集落づくりに努めている。なお、本集落では、平成16年に農業機械の共同利用を行う農業機械利用組合「五位営農組合」が発足した。その後、平成19年には基幹作業を引き受ける農作業受託組織に移行、平成29年に法人化し、(農)ファーム寿五位として地域活動のけん引役を担っている。

3. 取組の内容

令和4年度より棚田地域振興活動加算を活用し、特産のさつま芋の植付け体験、収穫体験を開催し、地域外の方との交流も深めているほか、11月～翌5月頃の間、月1回のつぼ焼芋等の販売をするイベント「すっこいつぼ焼芋デー」を実施する等、所得増に向けた取組も行っている。また、こうした活動をSNSで発信することで地域の内外の方との交流を広め、地域の振興と一体的に地域の特産品（さつま芋と山の米など）の魅力発信に努めている。

また、本集落では、協定農用地の約9割を(農)ファーム寿五位で引き受けている中、農作業の省力化を図るためにA/I機能搭載の田植機を令和4年から導入し、田植え作業を効率的に行えるようになった。



収穫体験の実施 R4



すっこいつぼ焼芋デーの実施

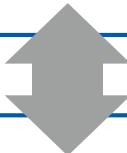
集落の将来像

- 「みんな元気でやさしく・住み良い・五位集落の自然豊かな田舎・再発見！さらに発展！」、平成16年4月に五位営農組合を設立、平成29年3月法人化し（農）ファーム寿五位を中心に一集落一農場の形で中山間地域の地域環境を活用し、山の米・さつま芋等の特産品開発を全員で進める。



将来像を実現するための活動目標

- 農事組合法人 ファーム寿五位を中心に農業生産活動を推進する。
- 共同取組活動を通してコミュニティの醸成と集落維持・活性化



集落外との連携

- すっごいつば焼芋デーでは竹の子（栢丘地区）、かきもち（沢川地区）、じゃがいも（小野）など五位山の農産物の販売も行っている。

4. 今後の課題等

- 主たる収入源となりうる、稼ぐ農業に向けて
 - ・ファーム寿五位の作業員の確保と大型機械導入等による省力化を推進する。
 - ・さつま芋の苗植付、収穫体験に加え、新たに、つる返し体験を実施する。
 - ・特産品である、さつま芋を利用した商品開発とその販路の拡大に向けて取り組む。

これまでの主な成果

- さつま芋の苗植付体験参加者 令和4年度：39人
- 共同機械購入 令和4年度：A1機能搭載田植機 1台 他
(※上記はいずれも棚田地域振興活動加算を活用している。)
- 平成27年度：富山県農村振興・環境保全優良活動知事賞 受賞
- 令和3年度：富山県農村文化賞 受賞



②ハトムギオーナー制度による地域振興

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	氷見市 細越 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 5.5ha			
田 (5.5ha)	畠 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
ハトムギ、水稻	—	—	—
交付金額 170 万円	個人配分 共同取組 活動 85%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む） 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等 その他	15% 30% 41% 3% 11%
協定参加者	農業者 14 人、農業生産組織 1組織、 水利組合 2組織	開始：平成 12 年度	
人・農地プランの作成状況	仏生寺地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

細越集落は、市の南部、高岡市境に位置し、標高200mに棚田が広がっており、35年前からハトムギを作付けしている。

人口減少、高齢化に伴う担い手不足が深刻化しており、集落の将来を見据えたときに集落として農用地全体を守っていく必要があると考え、平成12年度より中山間地域等直接支払制度を活用し、地域住民が中心となって農地の保全活動を行う体制づくりを進めているほか、平成20年からはハトムギオーナー制度を開始し、県内外の参加者と交流しながらハトムギの普及を図っている。

3. 取組の内容

令和2年度より棚田地域振興活動加算を活用し、景観整備として集落が一丸となって農道北側の大法面やため池等共有地の草刈りを行っており、細越地区が平成20年度から実施している棚田オーナー制度の一層の取組強化を図っている。

また、集落内の山に面した場所（約5.2キロメートル）に電気柵を設置し、イノシシ対策を講じている。



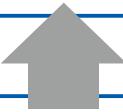
ハトムギオーナーによる種まき



ハトムギオーナーによる刈り取り作業

集落の将来像

- 地元宮農組合と協力しながら地域住民が農地の保全活動を行っていくよう体制を整備し、協定内の新規担い手を確保する。
- ハトムギオーナー制度を通じた交流人口の増加によって、地域のさらなる活性化を目指す。



将来像を実現するための活動目標

- ハトムギ播種機の導入と共同化により、ハトムギの生産量を0.5トン増産する。
- 地域住民による農地の保全管理を継続しながら、ハトムギオーナー制度を通じた交流人口の増加を目指す。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 5.51ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路 3.3km、年2回清掃、草刈り
・道路 2.7km、年2回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年1回及び随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

ハトムギオーナー制度の取組
(約1ha、年2回)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

ハトムギ播種機1台の導入
(ハトムギの生産量を5.5
トンから6トンに増産)
共同取組活動

担い手への農作業の委託
令和元年度よりハトムギの
作付を宮農組合で実施
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

棚田地域振興活動加算
(令和2年度～)
共同取組活動



集落外との連携

- 氷見市農協、氷見市と連携し、ハトムギオーナー制度の周知、PRを行っていく。

4. 今後の課題等

高齢化の進行に伴い担い手の確保や、鳥獣害から農地を守っていくことが困難になると考えられる。ハトムギオーナー制度の継続のためにも、機械化等農作業の負担軽減に繋がるよう検討を進めていきたい。

これまでの主な成果

- 平成22年度：富山県功労表彰（細越ハトムギ生産組合）
- ハトムギオーナー制度オーナー数 R3：14組、R4：14組
- 電気柵設置

③集落一体で取り組む中山間農地の維持

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	とうふくじの 滑川市 東福寺野 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 42.7ha			
田 (42.7ha)	畠 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 1,324 万円	個人配分 共同取組 活動 60%	農道・水路の管理 鳥獣被害防止対策費 役員報酬、研修会費等 その他	40% 34% 16% 2% 8%
協定参加者	農業者 15人、非農業者 23人、生産組合、農用地所有適格法人	開始：平成 13 年度	
人・農地プランの作成状況	山加積地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況)人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合(集落営農組合)を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

滑川市の南東部に位置し、上市町と隣接している当集落は、市の中山間地域の中でも標高が高く、富山湾を一望する眺めと豊かな自然環境に恵まれており、丘陵地に広がる農地は下流域の水資源を育んでいる。

当集落では、その立地条件や過疎化・高齢化により農地の維持・管理が難しく、耕作放棄地の発生が懸念されていたことから、平成13年度から中山間地域等直接支払制度に取り組み、農業生産活動の維持・継続と多面的機能の確保を図るとともに、有害鳥獣による被害の対策にも取り組んでいる。令和2年度には指定棚田地域の指定を受け、令和4年度から棚田地域振興活動加算に取り組んでいる。

3. 取組の内容

当集落の農地は山林に囲まれ、有害鳥獣による農作物被害を受けやすい。特に近年はイノシシによる被害が多く発生しており、草刈り、周辺林地の枝打ち・伐採や侵入防止柵の巡回点検といった電気柵・侵入防止柵の維持管理の徹底を図り、農作物被害の発生防止に努めている。

令和4年度からは棚田地域振興活動加算を活用した取組みとして、ドローンによる薬剤散布や、鳥獣被害に強い作物として「ハトムギ」を栽培し、耕作放棄地や遊休農地の発生防止に取り組んでいる。



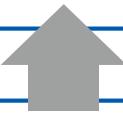
侵入防止柵の周辺林地の枝打ち・伐採



ドローンによる薬剤散布

集落の将来像

- 「みんなの農地、守ろう東福寺野集落」



将来像を実現するための活動目標

- 荒廃農地の発生防止
- ニホンザル・イノシシ等の有害鳥獣による被害防止
- 用排水路・農道等施設の保守管理

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 42.7ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路 11 箇所
(年 1 回清掃、年 2 回草刈り)
・道路 5 箇所 (年 1 回草刈り)
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(隨時)
共同取組活動

有害鳥獣被害防止対策
柵、ネット等の設置、点検
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(L = 13,000 m、年 2 回)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

集団的かつ持続可能な
体制の整備
農業の継続が困難な農用地が
発生した場合には、集落ぐる
みで引き受け、農業生産活動
の維持を図る。
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

棚田地域振興活動加算
(令和 4 年度～)
共同取組活動



集落外との連携

- 周辺集落協定と協力し、ドローンによる薬剤散布を実施し、防除作業の省力化を図っている。

4. 今後の課題等

集落の人口減少、農業従事者の高齢化が進んでおり、ドローンなどを活用した労力の省力化を図るとともに、農業生産活動の継続、多面的機能の維持、有害鳥獣の被害防止対策を継続して実施するため、担い手の確保が必要である。

これまでの主な成果

- ドローンによる薬剤散布: 約4ha
- 有害鳥獣対策
電気柵: L = 12,400m
耐雪型柵: L = 9,425m
獣害対策グレーチング: 1箇所 (R元年度設置)



棚田地域振興活動加算に取り組む事例

④棚田地域での農地保全活動の取組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	うらやま 黒部市 浦山12区 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 22.4ha (うち21.2haで多面的機能支払を実施)			
田 (22.4ha)	畑 (Oha)	草地 (Oha)	採草放牧地 (Oha)
水稻、ネギ、麦	—	—	—
交付金額 450万円	個人配分		
	共同取組	農道・水路等の維持管理	3%
	活動 40%	農用地の維持管理	34%
	事務費等		3%
協定参加者	農業者13人、(農)浦山12区、(農)ファーム栄屋、(有)林農産		開始：平成13年度
人・農地プランの作成状況	浦山地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況)人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている。		

2. 取組に至る経緯

当集落は、黒部市中心街から約5.5kmの中山間地に位置し、主に水稻を作付けしている。農用地の約4割が急傾斜地であり、作業効率が低いうえ、農業従事者の高齢化、後継者不足等、就農者の減少や耕作放棄地の発生が懸念されていた。

このような状況の中、将来にわたり農業生産活動等を続けられる実施体制の構築や担い手となる新たな人材の育成・確保を目標に、平成13年度から中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる。また、令和2年度には指定棚田地域の指定を受け、新たに棚田地域振興活動加算に取り組んでいる。

3. 取組の内容

当集落は、農業生産法人及び農業者が連絡を取り協力しあって農道、水路の維持管理及び畦畔の草刈り等に取り組んでおり、交付金を有害鳥獣対策用の侵入防止柵の設置、維持管理費等に活用している。

また、夏には棚田等保全活動の一環として、田んぼや水路周辺で、毎年、地元小学生等が参加するホタル観賞会を地元団体と連携して実施している。



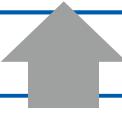
侵入防止柵維持管理状況



ホタル観賞会

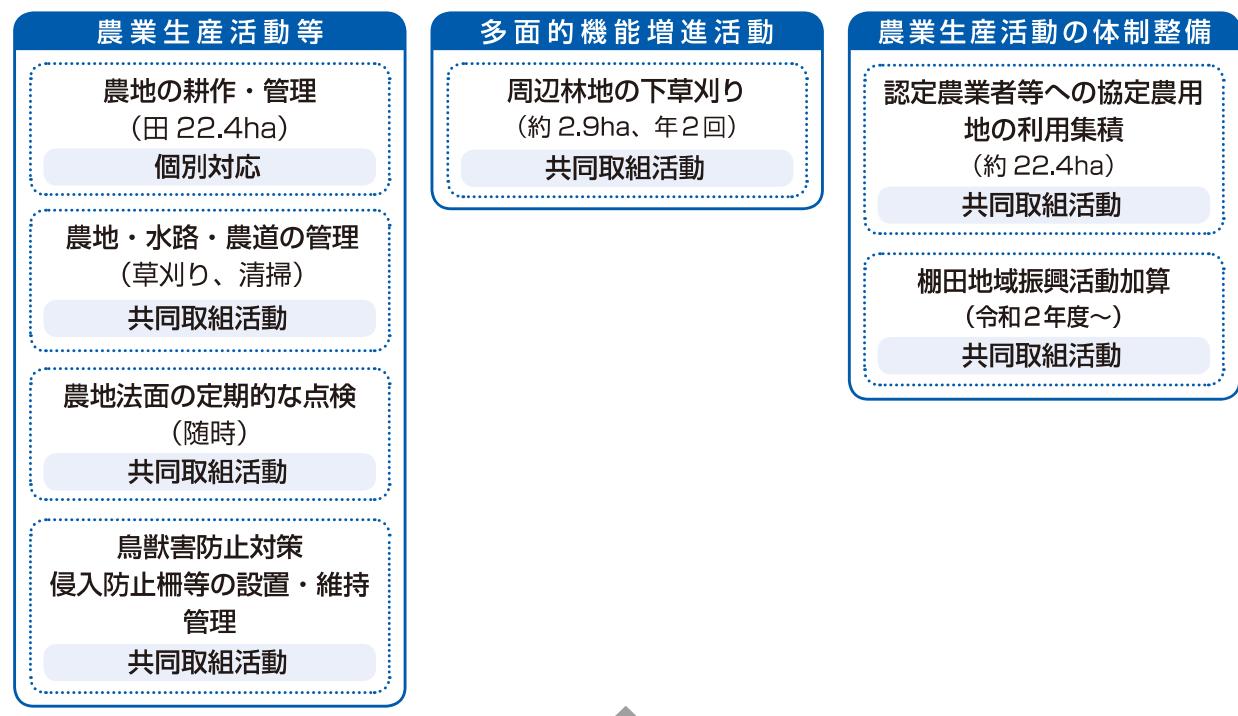
集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落の実施体制の整備
- 協定の担い手となる新たな人材の育成・確保



将来像を実現するための活動目標

- 次世代の担い手を確保する。
- ネギ、ビール麦等の地場産農産物の生産を継続する。
- 農業継続が困難となった農地が生じた場合に備え、サポート体制を維持する。



集落外との連携

- 集落内の認定農業者において、集落外の農用地を受託
- 集落外の認定農業者において、集落内の農用地を受託
- 地元団体と連携し、小学生等を対象にホタル観賞会を実施

4. 今後の課題等

米価の低迷により農業所得の低下が著しく、営農経営が困難になってきている。個々の将来像を見通せないことから、将来は、近隣の営農組合等との協力体制を構築していく必要がある。

これまでの主な成果

- 認定農業者を中心とした農地集積と、荒廃農地の発生を抑制
- 協定構成員による農地・水路・農道の点検
- 協定構成員による畦畔・農道、水路の草刈り
- 協定構成員による有害鳥獣侵入防止柵の設置



棚田地域振興活動加算に取り組む事例

⑤体験農園による担い手確保

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	立山町 谷 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 3.3ha			
田 (3.3ha)	畠 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 54 万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 50%	農道・水路の管理・補修、鳥獣被害防止対策	25%
		農地の維持・管理	5%
		役員報酬、研修会費等	5%
		その他	15%
協定参加者	農業者 1人、非農業者 4人	開始：令和 2 年度	
人・農地プランの作成状況	東谷地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況)人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている。		

2. 取組に至る経緯

当集落は、立山町中心部から東方向に約5 kmの山間地域にあり、水稻を中心とした営農が行われているが、農業者の高齢化や後継者不足が今後深刻化することが想定され、農業生産活動等の維持が困難となり荒廃農地化していくことが懸念されていた。

そこで、令和2年度から中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の保全や農業用施設の維持管理等を集落ぐるみの共同取組活動として取り組むこととした。

3. 取組の内容

谷集落では本制度を活用して、農地所有者自らでの耕作が難しくなった農地を集落外の耕作者に引き受けてもらい、集落全体では電気柵の設置や水路の管理、草刈りによる維持管理を行っている。

耕作者不足である現状を顧みて、農業の担い手確保のため体験農園を開催し、水稻への興味関心の向上や、中山間地域農地での耕作者確保を図っている。

また令和2年度から棚田地域振興活動加算に取り組み、景観作物として維持管理田でそばの植栽を行い、景観の向上に努めている。



体験農園



そばの植栽

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落の実施体制の整備



将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備
- 共同取組活動により農業生産活動等の維持を図る
- 鳥獣害対策の徹底による荒廃農地発生の防止

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 3.3ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路：清掃、草刈り
・農道：簡易補修、草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(隨時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け
(景観作物としてそばを
約 0.21ha 作付け)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農地法面、水路、農道等の
補修・改良
共同取組活動

棚田地域振興活動加算
(令和 2 年度～)
共同取組活動



集落外との連携

- 立山町中山間地域連絡協議会を通じ、各集落代表との情報交換を図っている。

4. 今後の課題等

イノシシ等による農作物被害が徐々に増加しており、鳥獣害対策の継続的な取り組みが必要である。

今後、更に加速する高齢化により耕作放棄の懸念が高まることが予想されるため、共同で支えあう体制の維持や、農業生産活動が可能となるよう担い手の確保・育成等を推進する必要がある。

これまでの主な成果

- 体験農園の参加者数 R3:2人 R4:3人
- 景観作物の作付(0.21ha)
- 電気柵設置

集落機能強化に取り組む事例

⑥集落機能強化への取組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	富山市 桐谷 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 5.1ha (うち 4.9ha で多面的機能支払を実施)			
田 (5.1ha)	畑	草地	採草放牧地
水稻、そば	—	—	—
交付金額 59万円	個人配分		44%
	共同取組 活動 56%	農道・水路の管理・補修	3%
		農地の維持・管理(機械メンテナンス費等含む)	21%
		役員報酬、事務費等	6%
		集落機能強化加算に係る経費	26%
協定参加者	農業者 3人、非農業者 4人、 NPO 法人アイ・フィール・ファイン	開始：平成 27 年度	
人・農地プランの作成状況	八尾地域（黒瀬谷・卯花・八尾・室牧・野積・仁歩・大長谷地区）で 作成済		

2. 取組に至る経緯

桐谷集落は八尾地域の山間地に位置しており、主に水稻・そばを栽培している。平成12年度（第1期対策）から本制度に取り組んでいたが、農業者の高齢化や集落人口の減少が著しく、第2期対策は取組みを一旦断念した。

その後、当集落に魅力を感じたNPO法人「アイ・フィール・ファイン」が集落内の農地を借り受け、有機農業による体験農園を始めたことをきっかけとして、集落内の農業者と今後の農業生産活動等の在り方について話し合いや体制整備が進み、平成27年度（第4期対策）から取組みを再開し、現在の第5期対策へと継続してきている。近年では、都市農村交流の更なる活発化を図るため、地域を訪れた都市住民の滞在時間をより長く、より充実したものにするための取組みを望む声が上がっていた。それを踏まえ、第5期対策から新設された「集落機能強化加算」に取り組んでおり、新たな人材の確保や集落機能の強化を図っている。

3. 取組の内容

協定参加者となったNPO法人が中心となり、集落住民や企業等と連携しながら、有機農業体験等のイベントやオーナー制の農園を導入し、県内外の都市住民との通年交流活動を行い、集落の活性化に取り組んでいる。

具体的には、集落内にある企業所有のドームハウスを民泊施設として登録し、都市住民のお泊り体験や大学生の合宿など宿泊型農園体験の受入れを開始している。このドームハウスでは、体験者を対象とした週末農園カフェを開き、朴葉まんま、里山学ランチ、ジビエカレーなど、里山ならではの料理と一緒に楽しみ、都市住民との交流活動を展開させている。その他に、田植えや稻刈体験、農園体験（中耕除草）など、令和4年度における、取組みへの参加延べ人数は、130人を超える。



田植え体験



農園カフェ

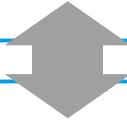
集落の将来像

- 集落外、企業等との連携による多様な人材の確保を通じて、将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落の活動体制の整備・強化
- 高付加価値農業や多面的機能の増進活動を通じた都市住民との交流による集落の活性化



将来像を実現するための活動目標

- 集落外、企業等と連携し、共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備
- 集落ぐるみの共同取組活動による農業生産活動等の維持・発展
- 農作物の高付加価値化、ブランド化や都市住民との交流促進



集落外との連携

- 企業、大学等と連携した農業体験イベントの実施や、小水力発電等再生可能エネルギー事業の実証検証を実施している。
- NPO法人、子育て支援グループや県外都市住民を対象とした田植え・稻刈体験などを通じた交流を促進し、世代を越えて限界集落の魅力や課題を情報交換している。

4. 今後の課題等

桐谷集落は、特定農山村地域にあり、厳しい条件下での取組みを余儀なくされている。

農業者の高齢化や集落人口の減少により困難となってきた農地保全や農業用施設の維持管理を円滑に行うため、より一層集落外・企業等の組織との連携を図る必要がある。

そのために、都市住民、特に若い世代との継続的な交流に繋がるような魅力ある農業体験等の取り組みを強化していきたい。

これまでの主な成果

- 遊休農地を利用した蕎麦の生産
- 地元酒蔵の地元生産米使用のオリジナル日本酒の生産・販売に協力した酒米づくり
- 地域外・企業等との連携による都市住民との交流



⑦集落自治機能強化及び農用地管理の集積に向けた取組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	南砺市 大鋸屋 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 11.8ha (うち 11.5ha で多面的機能支払を実施)			
田 (11.8ha)	畠 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 307 万円	個人配分 共同取組活動 95%	農道・水路の管理・補修 農地の維持・管理 役員報酬等 その他（鳥獣害防止対策費等）	5% 10% 60% 3% 22%
協定参加者	農業者 65 人、非農業者 3 人、 大鋸屋営農組合、認定新規就農者 1 人		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	大鋸屋地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた営農組合を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

南砺市城端地域の南部に位置する当集落は、集落の高齢化により農用地の維持管理が困難になり、平成 12 年度より中山間地域等直接支払制度に取り組んできた。

現在、猪や熊等による鳥獣被害の増加や入作者の営農活動の限界に加え、高齢化の進行に伴うコミュニティ維持の危機、冬場での高齢者宅の除雪体制等、将来における農業生産活動及び集落自治機能の維持が喫緊の課題となっている。

3. 取組の内容

課題の解決に向けて、当集落は集落機能強化加算及び生産性向上加算を活用し、集落自治機能強化や農用地管理の集積に向けた取組を進めている。鳥獣害対策として電気柵の設置に加え捕獲補助員を集落内で 2 名増員し対策を強化しており、また、今後の集落内行事等の集落コミュニティを存続させるため、集落内の若年層との意見交換の場を設け、次世代のリーダーを育成している。高齢者の除雪や災害時の連絡体制について、集落協定と自治会が一体となって体制整備を行い、集落の高齢者が住みやすい環境づくりを進めている。入作者の営農活動の限界による耕作放棄地の発生を防ぐため、当該農用地を営農組合で利用権設定し農地集積を図るとともに、営農組合の活動に集落協定参加者が参加するなどして集落全体で農用地を守っていく体制整備を進めている。



協定構成員と若年層との話し合い



除雪の講習会

集落の将来像

- 営農法人が主体となり、将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落の実施体制の構築
- 草刈、江浚い、祭りなどの集落内行事を継続するための集落コミュニティの維持



将来像を実現するための活動目標

- 営農法人が中心となった共同で支え合う集団かつ持続的な体制整備
- 集落協定構成員と集落の若年層との話し合いを通した次世代リーダーの育成

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田11.8ha)

営農組合対応

水路・農道の管理
・水路3.8km清掃、草刈り
・道路13.4km草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年1回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年1回)

個別対応

堆きゅう肥の施肥
(毎年40a程度)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

営農組合への農作業の委託
(約10ha委託。今後、農地集積を進め11.8haの委託を目指)

共同取組活動

集落機能強化加算
(令和2年度~)

共同取組活動

生産性向上加算
(令和2年度~)

共同取組活動

4. 今後の課題等

集落内の人口減少や高齢化が今後も進むことが予想され、それに伴う後継者不足の解消が課題となる。営農法人への農地集積を進め、若手や担い手が共同で農業生産活動できるような体制を整備するとともに、集落に住む人全員が安心して暮らせるような集落体制を構築する必要がある。

これまでの主な成果

- 恒久柵の設置
- 鳥獣の捕獲補助員を整備（2名）
- 共同による畦畔、農道、水路の草刈り